

令和7年度

都城市定期監査報告書

都城市監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果について報告する。

令和 8 年 1 月 30 日

都城市監査委員	新井	克美
都城市監査委員	上之園	誠
都城市監査委員	江内谷	満義

目 次

	ページ
第 1 監査の種類	1
第 2 監査の基準	1
第 3 監査の対象	1
第 4 監査の着眼点及び実施内容	1
第 5 監査の結論	2
第 6 監査の結果及び意見	
1 補助金の交付事務について	3
2 補助金の有効期限について	4
3 業務委託契約の履行確認について	6
4 施設の利用許可等について	9
5 公有財産の管理について	10
6 工事監査について	11
別紙 検査調書（分割払・単価契約）	13

定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の基準

監査は、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に準拠し、実施した。

第3 監査の対象

本年度の監査は、次に掲げる部局に対して、財務に関する事務（公金等の管理を含む。）及び経営に係る事業の管理について、主として令和6年度及び令和7年度（監査日現在まで）を対象とした。

また、必要に応じて、財務以外の市の事務の執行についても監査の対象とした。
なお、対象部局における監査実施期間は、次のとおりである。

対 象 部 局	監 査 実 施 期 間
農 政 部	令和7年3月11日から令和7年5月29日まで
選挙管理委員会	令和7年3月11日から令和7年5月29日まで
地域振興部 (山田総合支所・高崎総合支所を除く)	令和7年8月27日から令和7年11月27日まで
福祉部	令和7年9月5日から令和7年12月19日まで
こども部	令和7年9月5日から令和7年12月19日まで

第4 監査の着眼点及び実施内容

本年度の監査は、次に掲げる事務の執行が、関係法令並びに条例及び規則等に基づいているか、経済性、効率性及び有効性の観点を踏まえているか、以前の指摘事項が是正されているか等に着目して実施した。

- ① 補助金の交付及び確定事務
- ② 業務委託の契約手続及び履行確認事務
- ③ 公有財産（行政財産、普通財産）、基金及び債権の管理事務
- ④ 公金等（歳計現金、歳計外現金及び準公金）の管理事務
- ⑤ 工事に係る計画、設計・施工等事務

監査の方法は、あらかじめ提出を求めた財務関係諸帳簿等について、照合、調査及び確認の作業を経た後、実地調査を行い、必要に応じて関係職員からの説明を聴取する方法により、財務に関する事務処理等の適否について実施した。説明聴取に当たっては、必要に応じて制度主管課の同席を求めた。

また、工事に関する技術的監査については、計画、設計、積算、契約、施工等が適正かつ効率的に行われているかを着眼点として、業務委託の方法により実施した。

なお、監査の実施は、抽出の方法（試査）によった。

第5 監査の結論

本年度の監査は、第4に掲げた事務について、法令等に適合しているか、「最少の経費で最大の効果を挙げ」ているか（自治法第2条第14項）、そして、監査の指摘事項が是正されているかに着目し、実施した。

本年度の監査の結果、対象とした事務・事業について、第6に述べる不適切事例（「6 工事監査について」を除く。）は見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。軽微な過誤事例等については、担当職員の情報共有及び再発防止の観点から、別途、事務局長から総務部総務課長等に対して通知する。

監査委員監査の目的は、過誤事案を指摘することにとどまるものではなく、法令等に基づいた事務処理が励行されているかを検証し、もって、事務処理の適正及び改善に資することにあると考える。

今回の監査においては、①補助金の交付事務、②補助金の有効期限、③業務委託契約の履行確認、④施設の利用許可等、⑤公有財産の管理について、重点的に意見を述べた。

行政事務は、法令等に基づき執行されるべきものであるから、職員は、事務の執行に当たっては、常に法令等の根拠を意識した事務処理が求められる。

本年度の監査の結果を活用し、法令等に基づく事務の励行とともに、最少の経費で最大の効果を挙げる行政事務の執行を期待したい。

第6 監査の結果及び意見

1 補助金の交付事務について

(1) 関係法令等

「補助金」の制度とは、市が公益上必要であると認めた事業についてその実施主体に対し、反対給付を求めることなく金銭給付を行うことにより、市が目的とする政策を間接的に実現しようとするものであると解される。

自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定している。

本市においては、「補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の適正化を図ること」を目的として、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「補助金交付規則」という。）が制定され、また、「補助金交付事務の手引き（令和5年4月版）」が定められている。

補助金交付規則は、補助事業により取得した不動産（従物を含む。）並びに機械及び重要な器具で市長が定めるものについて、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない旨を定めている（第19条）。これは、補助金により取得した財産が補助目的から逸脱して利用されることを防止し、補助金の公益性を事後的に担保するための重要な規定である。

また、補助金交付規則は、市長は補助金交付決定をする場合には補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付すべき旨（第5条）を、そして、市長は補助金の交付に条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定書により申請者に通知する旨（第6条第1項）を、それぞれ規定している。

さらに、「補助金交付事務の手引き」においても、補助金等交付決定書には全ての条件（補助金交付規則において付す条件及び個別の要綱で付す条件）を記載しなければならない旨を定めている。

(2) 認定した事実

補助事業により取得された財産が補助金交付規則第19条に定める処分制限の対象となるにもかかわらず、その内容が補助金等交付決定書において明記されていない事例があった。

その主な事例は、次のとおりである。これらの事例のほかにも、補助金の交付事務（条件の明記）に関する不適切事例が散見された（畜産課、こども家庭課、保育課）。

【事例1】中山間地域等出店支援事業費補助金（商業施設等整備事業）〔地域振興課〕

本事業は、中山間地域等の産業振興及び人口増加を図る目的で「都城市中山間地域等出店支援事業費補助金交付要綱」に基づき実施されており、店舗等の建設に対して補助するものである。

補助事業者が行った物販店及びコワーキングスペースの建設は、補助金交付規則第 19 条に規定する不動産の取得に該当するが、交付決定書において不動産の処分制限に係る条件が付されていなかった。

【事例 2】地域活性化事業補助金（西岳地区地域環境整備事業）〔西岳地区市民センター〕

本事業は、「地域活性化事業の採択及び補助金交付に関する要綱」に基づき、地域が抱える課題の解決、活性化等に向けた施策を地域住民自らが提案し実践することを支援するものである。

補助事業者が、降雨時の道路への崩土に対する応急的な土砂除去等を行うために購入したパワーショベル（405 万円）は、補助金交付規則第 19 条に規定する機械等（取得価格 30 万円以上）に該当するが、交付決定書において車両の処分制限に係る条件が付されていなかった。

（３）監査の意見

補助事業により取得された財産に対する処分制限は、補助金が反対給付を伴わない制度であることに鑑み、その公益性を事後的に確保するための重要事項である。

令和 2 年度行政監査報告書において、補助対象経費に不動産や機械等が含まれる場合には、補助金で取得した財産の処分が現実に想定されるか否かにかかわらず、処分制限の内容や期間等を補助金要綱及び交付決定書において具体的に明記すべきである旨を述べた（同報告書 10 ページ）。

補助対象者が当該財産を補助目的に反して使用し、譲渡し、又は貸し付けた事実が判明した場合、交付決定書において処分制限に関する条件が明記されていなければ、市長は、その是正措置や補助金の返還を求めることが困難になる。このようなことになれば、補助金の交付目的を達成することが阻害される結果となる。

したがって、補助金の交付に当たっては、補助金によって取得される財産が処分制限の対象に該当するか否かを的確に把握した上で、補助金交付規則及び個別要綱に基づく処分制限の対象、内容、期間等を、補助金等交付決定書において具体的かつ明確に記載する必要がある。

2 補助金の有効期限について

（１）関係法令等

補助金の交付は、自治法第 232 条の 2 に基づき公益上の必要性を前提として行われるものであり、同法第 2 条第 14 項が求める「最少の経費で最大の効果」を実現する観点からも、補助金制度が社会情勢や行政課題の変化に照らして妥当であるかを継続的に検証する必要がある。

このため、補助金交付規則第 2 条の 3 第 2 項は、補助金等ごとに終期を設けるべき旨を規定している。これは、補助金制度を一定期間ごとに点検し、その必要

性、公益性及び有効性を検証する機会を制度的に確保する趣旨によるものである。

（２）認定した事実

補助金交付要綱において有効期限に関する規定が設けられておらず、制度の見直しや点検が制度上担保されていない事例があった。

【事例１】青井岳の森ふれあい交流事業費補助金〔山之口総合支所地域生活課〕

山之口町青井岳地区の自然環境の保全を通じた地域活性化を図る目的で「都城市青井岳の森ふれあい交流事業費補助金交付要綱」が定められている。この要綱は、平成 24 年の制度創設以来、有効期限に関する規定が設けられていなかった。

【事例２】歯科保健事業運営費補助金〔こども家庭課〕

歯科保健事業を推進する都城歯科医師会に対して補助金を交付するため「歯科保健事業運営費補助金交付要綱」が定められている。この要綱は、平成 18 年の制度創設以来、有効期限に関する規定が設けられていなかった。

（３）監査の意見

補助金交付要綱に有効期限を設定することの意義は、補助金制度を一定期間ごとに点検し、その必要性、公益性及び有効性を検証する機会を確保する点にある。

令和 2 年度行政監査報告書において、終期の規定を欠く補助金が多数存在し、効果検証・見直しが十分に行われていない実態を指摘した上で、前例踏襲に陥らない補助金行政の必要性について述べた（同報告書 21 ページ）。

補助金交付規則は、令和 5 年 4 月 1 日の改正において、補助金等ごとに終期を設けるべき旨を規定している。ところが、その運用の基準を定めた「都城市補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について（令和 5 年 3 月 2 日付け都財第 536 号）」において、「施行日以後における補助金等の執行及び同日以後に施行する補助金等交付要綱の制定改廃は、改正後の規則によること。なお、現行の補助金等交付要綱で施行日以後も適用するものについては、直ちに改正を要するものではない……」としている。

自治法の規定に基づいて市長が制定した「規則」の適用について、その運用の基準を定めた「通知」において「規則」で規定した事項を緩和するという取扱いは大いに疑問がある。

全ての補助金交付要綱について、補助金交付規則第 2 条の 3 第 2 項に基づき速やかに有効期限を明記することが必要である。

さらに、補助金制度の効果検証・見直しについては、補助金事務の所管課の運用・判断に委ねるのではなく、市全体として、統一かつ継続的に実施することが求められる。このことにより、補助金の有効期限の設定及び期限到来時の効果検証・見直しが制度的に担保され、補助金行政全体の透明性、有効性及び効率性の更なる向上が期待される。

3 業務委託契約の履行確認について

(1) 関係法令等

自治法第 234 条の 2 第 1 項は、「普通地方公共団体が……請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（……）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と規定している。そして、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15 第 2 項は、「地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（……）に基づいて行わなければならない。」と規定している。

これらの規定を受けて、都城市財務規則（平成 18 年規則第 65 号。以下本項において「財務規則」という。）第 133 条は、市長は、契約者が給付を完了したときは、職員に命じ、当該契約に基づく給付完了の確認をするため必要な検査をすべき旨を規定している。

そして、都城市物品等検査事務規程（平成 25 年訓令第 10 号）第 10 条本文は、「検査は、原則として、個別に、実地について行うものとする。」と定めている一方、同規程第 15 条は、「契約の性質上、実地に検査を行うことが困難な業務委託等については、報告写真、業務日誌その他の履行を確認し得る記録、監督員の証言等を総合して、検査を行うことができる。」と定めている。

これらの規定は、支出の適法性及び妥当性を担保するため、給付と対価との対応関係を実質的に確認することを求めるものであり、給付の検査は、形式的な書類確認のみで足りるものではない。

(2) 認定した事実

業務委託契約に係る検査の実施状況を確認したところ、仕様書に定められた履行内容が十分に実施されていない、又は確認されていないにもかかわらず、履行完了及び検査合格と判断され、委託料が支払われている事例があった。

その主な事例は、次のとおりである。これらの事例のほかにも、報告書類や検査方法に不備があるにもかかわらず「合格」とし、支払が行われている事例が散見された（選挙管理委員会事務局、農政課、畜産課、山之口総合支所地域生活課、高城総合支所産業建設課、こども家庭課）。

【事例 1】あじさい公園管理業務委託〔山之口総合支所産業建設課〕

本件は、あじさい公園の植栽等管理業務を委託するものである。

本件委託契約の仕様書は、「実施回数」として、あじさいの水やりは「年 20 回以上」、草取りは「年 6 回以上」並びに遊具、東屋外施設清掃は「年 36 回以上」等、履行期間中に行うべき最低限の作業回数を定めている。しかし、業者が提出した履行報告書では、実施した作業回数が仕様書で定められた最低回数に達していなかった。それにもかかわらず、所管課は、仕様書どおりに作業が行われたものとして、検査において「合格」と判断し、その結果に基づいて委託料全額を支払っていた。

【事例 2】 地元管理第 109 号公園維持管理業務委託〔高城総合支所地域生活課〕

本件は、地域の公園及び街路の維持管理を地域住民が主体となって行うという行政と住民の協働によるまちづくりの推進を目的として、地元自治公民館に公園管理業務を委託しているものである。

本件委託の仕様書に定めのあるトイレ清掃（2 週間に 1 回）について、改修工事により 10 月から 12 月までトイレ清掃の必要がなくなったため、これを別の業務に振り替えることとし、その旨を地元自治公民館に依頼したが、変更契約書を作成していなかった。

そして、本件契約の履行確認について、検査員は当初契約の仕様書に基づいて検査を行い、「合格」と判断し、その結果に基づいて委託料全額を支払っていた。

【事例 3】 ファミリー・サポート・センター事業委託〔こども政策課〕

本件は、育児等の援助を受けたい者と育児等の援助を行いたい者を組織化し、子育て家庭の支援を行う「子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」を委託するものである。

本件委託では、総価契約（事業の運営に当たる部分）と単価契約（援助者の報酬及び燃料費補填分）を併せた契約内容となっている。所管課は、単価契約部分については完了検査を実施していたが、概算払を行っている総価契約部分については完了検査を実施しないまま、精算を行っていた。

【事例 4】 保育人材確保及び子育て支援に係るInstagram掲載用 P R 動画制作等業務委託〔保育課〕

本件は、保育士確保のため子育て世代や若者世代に向けた情報発信を行うことを目的として、Instagram掲載用 P R 動画の制作及び指定アカウント内で動画を投稿する業務を委託するものである。

本件委託の仕様書では、業務の内容として、動画制作及び投稿完了後少なくとも 3 週間は掲載を継続すること等を定めている。所管課は、掲載期間を確認できる画面保存データやログ等の提出がないまま、検査において「合格」と判断し、その結果に基づいて委託料全額を支払っていた。

（3） 監査の意見

ア 履行確認の問題

契約に関する法令及び規則等は、契約の適正な履行を確保するため、契約内容に即した実質的な監督及び検査を行うことを義務付けている。しかし、上記各事例のように、検査合格と判断されているにもかかわらず、契約どおりの履行がされたかどうか疑われる状況が認められた。

特に、概算払を伴う総価契約部分について完了検査が実施されていなかった事例は、概算払であっても給付完了の確認義務が当然に存在する（自治法第 234 条の 2 第 1 項参照）という基本的理解が十分に浸透していなかったことを示すものである。

これらの問題の背景には、次に掲げるような、検査の過程や判断根拠が可視化されていないことがあると考えられる。

- ① 仕様書が必ずしも具体的かつ検証可能な形で作成されておらず、履行確認において「何を基準に」「どのような方法で」検査すべきかが明確でないこと。
- ② 検査調書の様式及び記載方法が十分に整備されておらず、検査結果が「合格」とのみ記載される様式（別紙「検査調書（分割払・単価契約）」参照）となっていること。

イ 適正な履行確認方法

契約担当者は、仕様書を作成するに当たって、検査員が契約書及び仕様書に基づいて履行状況を客観的に確認することができるよう、作業内容、実施回数、成果物、記録方法等を可能な限り具体化したものにすることが必要である。

また、検査員は、履行確認に当たって、委託契約に基づく業務の履行を明らかにした写真、業務日誌、データ記録等の情報を総合して検査を行い、その検査の内容及び判断根拠を検査調書に具体的に記載するなど、検査の過程と結論が第三者にも追跡可能な形式で記録・保管する必要がある。

以上のことから、検査調書において、検査内容及び判断根拠を記載する様式を整備することが求められる。

ウ 分割払に係る検査調書様式

検査調書の様式については、財務規則第 135 条第 1 項は、様式を示して検査調書の作成を義務付けている。一方、財務規則第 135 条第 2 項は、分割払等について、「当該契約の目的に応じた検査の内容及び結果を記録した書類を作成することにより、前項の検査調書の作成に代えることができる。」と規定している。これを受けて制度主管課は、庁内ファイルサーバーに簡易な検査調書の様式（別紙「検査調書（分割払・単価契約）」）を掲載している。

しかしながら、履行確認の検査事務は、金銭支払の前提となる財務会計処理における重要なものであること及び現在の検査の実態に鑑みると、完了払の場合と同様に、分割払等の検査調書の基本的様式を財務規則において定めることが相当である。

エ デジタル化に対応した検査手法の検討

今後増加が見込まれる SNS 等のデジタル媒体を活用した業務委託については、制度主管課において、投稿履歴、掲載期間の画面保存、アクセスログ等、履行確認に用いる証拠の範囲及び確認方法を整理し、検査手法を明確化することが求められる。

4 施設の利用許可等について

(1) 関係法令等

総合福祉会館の利用について、都城市総合福祉会館条例（平成 18 年条例第 106 号）第 4 条第 1 項は、会館を利用する者は、市長の許可を受けなければならない旨を規定している。また、都城市総合福祉会館条例施行規則（平成 18 年規則第 80 号）第 6 条は、利用者が総合福祉会館の利用の取消しを求めるときは、「総合福祉会館利用取りやめ通知書」を市長に提出しなければならない旨を規定している。

そして、本件施設の利用については、申請の受付業務を民間事業者に委託し、利用許可、変更又は取消しに係る決定は、市長（福祉課）が行う処理体制が採られている。

(2) 認定した事実

所管課（福祉課）は、定期的に施設を利用する団体で利用料金が免除されているものについて、利用許可書等を保管しておらず、許可の有無やその内容を事後的に確認できなかった。

また、申請者が施設利用の取消しを求める場合において、「総合福祉会館利用取りやめ通知書」の提出を求めていなかった。

さらに、利用当日の利用変更又は利用取消しについては、受付業務と許可権限が分離された体制が採られている結果、事実上、所管課による事後承認という形式で処理が行われていた。

(3) 監査の意見

本件は、許可関係手続及び文書管理の不備にとどまらず、受付業務と利用許可等の決定が分離されている現行の業務処理体制に構造的な課題があるということができる。

すなわち、利用者が窓口において利用変更等を申し出た場合には、受付業務の受託者は行政処分としての許可変更等を行う権限が付与されていないため、事実上口頭での処理が行われており、所管課はこれを黙認している。条例及び規則に基づいた処理が励行されていない。

公の施設の管理運営については、法令、条例及び規則に基づいて行う必要がある。本件施設においては、自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者制度を導入することを含め、業務体制の見直しを検討することが求められる。

5 公有財産の管理について

(1) 関係法令等

自治法第 237 条第 2 項は、普通地方公共団体の財産について、条例又は議会の議決による場合を除き、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならない旨を規定している。

これを受けて、都城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 18 年条例第 64 号。以下本項において「本件貸付条例」という。）第 4 条は、普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる場合を限定列挙しており、同条第 1 項第 1 号において、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」における無償貸付けを認めている。

(2) 認定した事実

所管課（山之口総合支所地域生活課）は、山之口町商工会との間で、市有財産（土地）使用貸借契約書（以下本項において「本件契約」という。）を締結し、普通財産である市有地（以下本項において「本件市有地」という。）を無償で貸し付けている。

本件契約第 1 条第 2 項は、本件市有地の使用目的を「山之口町商工会組合員及び商店街利用者の駐車場」と定めている。また、本件契約第 4 条は、第三者への転貸及び使用目的外使用を原則として禁止し、例外的に、市の書面による事前の承諾を得た場合に限り、これを認める旨を定めている。

しかしながら、山之口町商工会は、本件市有地を第三者に対し、月極駐車場として有料で転貸していた。この転貸については、市が書面により事前承諾を与えた事実は確認できなかった。

(3) 監査の意見

本件貸付けは、形式上は、公共的団体に対する無償貸付けであり、その使用目的は、山之口町商工会組合員及び商店街利用者の駐車場とされているものの、実態としては、「月極駐車場」として転貸し、収益的な利用に供されている。このような使用態様は、本件貸付条例第 4 条第 1 項第 1 号が定める「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」という要件に該当するとはいえない。

また、月極駐車場としての利用は、本件契約第 1 条第 2 項に定める使用目的の範囲を明らかに逸脱している。

普通財産の無償貸付けは、市の財産を例外的に無償で使用する制度であることから、その適用に当たっては、貸付先の属性のみに着目するのではなく、実際の使用態様が公益性を有しているか否かについて、継続的かつ実質的に検証することが求められる。

本件貸付けについては、自治法及び本件貸付条例の趣旨を踏まえ、早急に是正措置を講ずる必要がある。

6 工事監査について

(1) 実施方法及び調査日

監査の実施に当たっては、工事の技術面に関して、「公益社団法人大阪技術振興協会」に工事技術調査業務を委託し、同法人から派遣された「技術士（建設部門）・一級建築士」による書類調査及び現地調査を実施した。

調査日は、令和7年10月27日（書類調査）及び同28日（現地調査及び説明聴取）である。

(2) 対象工事

対象工事は、令和7年度に本市が発注した工事の中から次の2件を抽出した。

① 軍神原駐車場トイレ新築工事

工 事 概 要	建築一式工事
工事担当課	住宅施設課
予算所管課	スポーツ政策課
契 約 金 額	49,500,000円
契 約 期 間	令和7年6月18日～令和7年12月12日
契 約 区 分	一般競争入札
進 捗 率 ※	56.0%

※ 進捗率に関しては、令和7年10月28日現在である。

② 祝吉地区体育館移転新築工事

工 事 概 要	建築主体工事	管工事	電気工事
工事担当課	住宅施設課		下水道課
予算所管課	スポーツ政策課		
契 約 金 額	532,950,000円	42,185,000円	32,100,200円
契 約 期 間	令和7年6月27日 ～令和8年5月29日	令和7年7月8日 ～令和8年5月29日	令和7年7月10日 ～令和8年5月29日
契 約 区 分	一般競争入札		
進 捗 率 ※	34.0%	17.0%	3.5%

※ 進捗率に関しては、令和7年10月28日現在である。

(3) 監査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会から、令和7年11月25日に「令和7年度都市工事技術調査報告書」の提出を受けた。

この報告書によると、工事技術調査は、次に掲げる事項における技術的实施状況について、主に合规性の観点を主眼に、経済性、効率性、有効性の観点にも留意した調査を実施した、としている。

- ① 事業計画・目的
- ② 設計
- ③ 積算
- ④ 契約
- ⑤ 施工
- ⑥ 検査・監理監督
- ⑦ 現地確認

工事監査の結果、いずれの対象工事においても、「書類調査、現地調査において、おおむね適正である」との評価であった。

検査調書（分割払・単価契約）

件名							
契約の相手方							
履行期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日						
履行場所							
業務実施月	履行完了 年 月 日	完了報告 年 月 日	検査 年 月 日	検査結果	押印欄		
					検査員	立会職員	課長
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	
月	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		() ()	()	

※検査員・立会職員欄の上部の（ ）には職名を、検査員の下部の（ ）には任命日（担当課長が検査員を任命している場合）を記載すること。

※監督員が選任されている契約の場合、立会職員欄に監督員が押印すること。（都城市物品等検査事務規程第7条）